

平成18年10月6日発行

* * * * *
*
担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第44号） *
*
* * * * *

インデックス

【1】品目横断的経営安定対策の加入申請状況を公表！

～ 加入申請手続はお早めに！～

【2】地域の話題等

足寄町に6つの集落営農組織が誕生しました！

（足寄町、北海道庁発）

九州における品目横断的経営安定対策関係マニュアル(新3部作)を発刊！

（九州農政局担い手タスクフォース発）

【1】品目横断的経営安定対策の加入申請状況を公表！

～ 加入申請手続はお早めに！～

10月2日付けで、農林水産省ホームページ上において、品目横断的経営安定対策の加入申請状況（9月末現在）を公表しました！

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>

9月1日から、この秋に麦を作付ける農業者で「収入減少影響緩和対策」に加入する方を対象に、品目横断的経営安定対策の加入申請の受付が始まったところですが、加入申請開始から1ヶ月が経過した9月末現在の加入申請状況は、

認定農業者：485経営体

集落営農組織：81経営体

これらの経営体の麦作付計画面積：4,624ha
となりました。

現在行われている加入申請の受付については11月30日が期限となっているため、まだまだ大丈夫と思われる農業者の方はいらっしゃいませんか？

また、初めての手続に戸惑い、どうして良いのか分からないと悩んでいる農業者の方はいらっしゃいませんか？そんな方々にあっては、気が付いたら時間切れにな

ってしまったということにならないよう、お早めに最寄りの農政事務所等へ加入申請手続きに行かれることをおすすめします。

今回、加入申請が必要な方は、「秋まき麦を作付ける農業者であって収入減少影響緩和対策に加入する方」となっていますが、収入減少影響緩和対策には作付けする対象品目全てについて加入する必要があり、特定の品目のみに加入することはできません。

つまり、麦に加えて、米や大豆等の対象品目を作付ける方で収入減少影響緩和対策への加入を考えている方は、11月30日までに加入申請をしておかなければ、全ての品目で収入減少影響緩和対策の対象になることができなくなってしまいます。

もし、「自分は、麦も作付けているが、米について収入減少影響緩和対策に加入しようと考えているので、来年4月になってから加入申請すれば大丈夫」と考えている方がいらっしゃいましたら、それは大きな間違いですので十分ご注意下さい。

このような事情もありますので、秋まき麦を作付ける方であって品目横断的経営安定対策への加入を考えている方は、是非、なるべく早い時期に最寄りの農政事務所等で加入申請手続きをされることをおすすめします。

なお、次回の加入申請状況の公表は、11月上旬頃を予定しています。

【2】地域の話題等

足寄町に6つの集落営農組織が誕生しました！

(足寄町、北海道庁発)

足寄(あしよろ)町は、北海道十勝地方の東北部に位置しており、阿寒山系を中心とした山麓丘陵地帯にある典型的な中山間地域のため、狭隘な農用地が多く、土地の生産効率は低い状況にあります。酪農や肉用牛経営を中心に、畑作経営では、小麦、豆類、てん菜、馬鈴しょ等が作付されており、多様な経営が見られる地域です。

また、町内の農家戸数は、年々減少を続け、農業就業人口に対して高齢者の占める割合も高く、小規模経営や高齢化の進展が地域の課題となっています。

こうした状況の下、いかにして地域農業を守り次世代に引き継ぐ基盤を整えていくか、地域の農業者と町、JAで協議を進めた結果、19年産から導入される品目横断的経営安定対策に向け、加入対象者である「一定の条件を備えた集落営農組織」に誘導する必要があるとして、65歳以上の農業者や基本要件(10ha)に満たない農

業者32戸で、6つの集落営農組織を設立することとしました。

国が今年度創設した「集落営農育成・確保緊急支援事業」を活用しつつ、北海道担い手育成総合支援協議会等関係機関の協力の下、5月には集落営農推進リーダー説明会が開催され、リーダーの役割などを認識するとともに、組織としての今後のあり方等について検討を行い、7月に各集落において設立総会を開催しました。

設立準備時は、品目横断的経営安定対策の内容への理解不足や集落営農組織への戸惑い、不安も見られましたが、現在では集落リーダーとJA担当者の協力の下、経理の一元化や加入申請へ向けた取組みがなされています。対策への移行は、地域農業の将来方向や担い手像に大きな影響を与えることから、農業者の関心や不安も大きいものがありますが、町では、関係機関との連携強化に努め、万全の体制を整え、取り組むこととしています。

・問い合わせ先：足寄町経済課農業振興室（TEL：01562-5-2141）

九州における品目横断的経営安定対策関係マニュアル（新3部作）を発刊！

（九州農政局担い手タスクフォース発）

九州農政局担い手タスクフォース（平成17年2月設置）は、これまでに担い手育成・確保キャラバンを展開するとともに、「九州における担い手育成・確保の推進マニュアル」や「九州における集落営農の組織化・法人化事例集」を作成するなど、担い手の育成・確保運動に取り組んでいるところですが、農業者の方々に対して、品目横断的経営安定対策の加入手続等に係る課題の解決策、各地の集落営農の優良事例など最新の情報提供を行うことが重要であるという認識のもと、新たに次の資料（新3部作）を作成し、9月から加入手続を開始した本対策の一層の推進を図ることにしています。

- (1) 加入申請農業者向けに分かりやすく整理した「品目横断的経営安定対策の秋まき麦の加入申請手続き」
- (2) 地域・集落営農組織等のリーダー向けに集落営農の組織化等の課題、申請手続中心に一問一答方式で整理した「品目横断的経営安定対策に係る主要課題解決の実践Q & A 20」
- (3) 九州各地域で最近設立された集落営農組織の設立経緯、特徴的な活動内容、今後の展開方向、あるいは設立にあたっての経理の一元化やオペレーター確保等の課題の解決方法、併せて、集落営農の組織化・法人化を進める上で必要な特定農業団体の設立手続きなどを掲載した「最近設立された九州における集落営農組織の組織化・法人化事例集」

これらの新3部作も、これまで紹介しているマニュアル等と同様に「九州農政局

担い手タスクフォース」のホームページに掲載していますので、広くご活用下さい。

→ <http://www.kyushu.maff.go.jp/seiryuu/keiei/ninaite/ninaite.htm>

< 編集後記 >

旧暦の8月15日に見られる月は「中秋の名月」といわれています。昔は7月～9月が秋とされており、8月はちょうど秋の真ん中なので「中秋」と呼ばれていたそうです。旧暦は現在の太陽暦とはシステムが異なるため、中秋の名月は毎年変動し、今年は10月6日に当たります。

「中秋の名月」よりも「十五夜」と言ったほうが皆さんに馴染み深いかもしれません。また、サトイモの収穫祭の性格を持つことから「芋名月」と呼ぶ地域もあります。天気が良ければ、ススキや団子、サトイモをお供えして、お月見を楽しんでみてはいかがでしょうか。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

- ▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン
発行日：随時発行（週1回程度）
発行元：農林水産省 経営局 経営政策課
- ▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>